

○茨城県立医療大学附属病院新医療情報システム検討委員会要綱

(平成18年6月12日第6回病院幹部会)

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院新医療情報システム検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者を充てる。

- (1) 委員長 院長
- (2) 副委員長（議長） 副院長
- (3) 副委員長 情報教育担当教員 1名（WGリーダーを兼ねる）
- (4) 委員 副看護部長・各科長・各師長（師長がいない場合は主任等）・科長
・病院管理課長・総務課長・総務課情報担当 1名・
病院管理課員 1名
- (5) 外部委員 外部有識者1 医師 1名
(アドバイザー) 外部有識者2 看護師 1名
外部有識者3 情報政策課（電子県庁推進G）1名

2 委員会の下部組織として検討委員会ワーキンググループ（以下「WG」という、また、WGは診療部門・リハビリテーション部門・医療技術部門・看護部門・システム運用部門の各部門別WG（以下「部門WG」という）の編成とする）を置き、次に掲げる者で組織する。

- (1) WGリーダー 情報教育担当教員
- (2) 部門WGリーダー 診療部・リハビリテーション部・医療技術部・看護部・システム運用部門の委員のうち1名とする。
- (3) 部門WGサブリーダー 各部門WGメンバーのうち1名とする。
- (4) WGメンバー 各科・ユニット・課から1名以上選任する。ただし、検討委員会委員との兼務は妨げない。
- (5) オブザーバー 診療情報管理士 1名、SE 1名、医療事務職3名とする。

3 委員・WGメンバーの任期は開発終了までとする。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次の業務について所掌する。

- (1) システムの基本方針の検討
- (2) システム開発体制の検討
- (3) 新システム機能要件の検討
- (4) 業務やシステム運用の検討
- (5) システム開発進捗状況の管理・監督
- (6) システム開発時における課題等に係るメーカーとの調整
- (7) 本稼働時期などシステム開発期間に係る検討
- (8) その他システム開発全般に係る諸問題の検討など
- (9) WGの進捗管理

- (10) システム運用に関する教育・研修計画の作成及び実施
- (11) システム化の範囲の検討・仕様書の検討・作成
- (12) その他システム開発全般に係る諸問題等の検討

2 WGは、次の業務について所掌する。

- (1) 現状業務の調査・分析
- (2) システム化の範囲及びシステム形態の検討
- (3) システム化に係る業務運用の検討
- (4) システム化に係る業務マスタの検討・作成
- (5) 部門（WG）におけるシステム化に係る業務運用の調整
- (6) 部門間（WG）における運用など課題解決のための調整
- (7) WGにおけるメーカーとの課題解決のための調整
- (8) システム開発に係るメーカーとの調整など総合的な窓口業務
- (9) その他部門業務のシステム開発に係る諸問題の検討・解決
(会議)

第4条 委員会・WG・部門WG（以下「委員会等」という）は、委員長、WGリーダー又は各部門WGリーダーが招集する。

2 委員会の議長は副委員長が務める。

3 委員会等は、必要に応じ随時開催する。

4 委員長又はリーダーに事故のあるときは、副委員長又はサブリーダーがその職務を代行する。

5 委員長又はリーダーが必要と認めるときは、委員又はWGメンバー以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(議事録)

第5条 委員会・WGの議事録・検討事項（以下「議事録等」という）は事務局が作成し保管する。

2 各部門WGの議事録等にあつてはそれぞれのWGリーダーが作成し保管する。

なお、各部門WGで作成した議事録等は事務局へも1部提出すること。

(事務局)

第6条 委員会等の事務局は、病院管理課・総務課におくものとする。

付則

この要綱は、平成18年6月12日から施行し、同日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日から適用する。